

令和5年度  
福島町議会定例会  
2月会議議案

説明資料

福島町



令和5年度福島町議会定例会 2月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
53	福島町手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
54	第6次福島町総合計画の策定について	6
	政策等調書・総合計画事業進行管理表	別冊3
55	種苗生産等施設建築主体工事請負契約の議決更正について	12
56	種苗生産等施設電気設備工事請負契約の議決更正について	13
57	種苗生産等施設機械設備工事請負契約の議決更正について	14
58	吉岡温泉建設工事の内建築主体工事請負契約の議決更正について	15
59	吉岡温泉建設工事の内電気設備工事請負契約の議決更正について	16
60	吉岡温泉建設工事の内機械設備工事請負契約の議決更正について	17
61	令和5年度福島町一般会計補正予算(第9号)	
	歳入説明資料	18
	歳出事務事業別説明資料	20



## 議案第53号関係

### 福島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

戸籍法の一部改正により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が令和5年11月6日に公布されたことに伴い、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍届書の電子化並びに電子証明書提供用識別符号の発行事務が開始されることから、福島町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

#### 2 改正の内容

##### (1) 改正する手数料

###### ①戸籍謄本等の広域交付関係（項目名の改正）

改正前	改正後
戸籍の記録事項証明(磁気ディスク)	戸籍証明書
除籍の記録事項証明(磁気ディスク)	除籍証明書

###### ②戸籍届書の電子化関係（項目名の改正）

改正前	改正後
届出、申請の受理又は届出その他の書類の記載事項の証明	届出、申請の受理、 <u>届書</u> その他の書類の記載事項 <u>又は電子化された届書等情報の内容</u> の証明
戸籍の届出その他の書類の閲覧	戸籍の届出その他の書類 <u>又は電子化された届書等の情報の内容を表示したものの</u> 閲覧

##### (2) 追加する手数料

電子証明書提供用識別符号の発行手数料の追加

旅券のオンライン申請等に使用することが可能な電子証明書提供用識別符号の発行事務が開始されることに伴い、徴収する手数料及びその額を次のとおり追加します。

- ・ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件 400円
- ・ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件 700円

#### 3 施行期日

この条例は、令和6年3月1日から施行します。

## 議案第54号関係

### 第6次福島町総合計画の策定について

#### 1 策定の経過

第6次福島町総合計画は、町の最上位に位置付けられる計画であり、今後の本町がめざす将来象や全体的な方針（施策）を示したものです。

町が進める政策等の根拠となる計画で、平成21年に策定した「まちづくり基本条例」や平成25年に制定し、第6次福島町総合計画策定に合わせて見直しをした「総合計画の策定と運用に関する条例」に基づき計画をとりまとめております。

計画期間は、令和6年度から令和13年度までの8年間となり、町政運営の理念と基本的な政策の方向性や将来目標を定める「基本構想」、基本構想に定めた将来目標達成のための分野別の基本目標を定める「基本計画」、具体的な事業目的や財源調達が見込まれた政策等により構成される前期4年間の「実施計画」と実施計画後の将来を展望する政策や緊急性の低い政策等で構成される後期4年間の「展望計画」で構成されております。

当該案について、議会特別委員会の調査及び総合計画審議会への諮問並びにパブリックコメントの一連の手続きを終えて、最終案としてまとめたものです。

#### 2 計画書について

##### (1) 基本構想及び基本計画・・・「別冊1のとおり」

###### ①計画期間

令和6年度から令和13年度までの8年間とし、前期実施計画は令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

###### ②まちづくりのテーマ

「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」

###### ③施策の基本方針

- 基本方針Ⅰ 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり
- 基本方針Ⅱ 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり
- 基本方針Ⅲ 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり
- 基本方針Ⅳ 生活基盤が安定し、安全安心に暮らせるまちづくり
- 基本方針Ⅴ 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり

###### ④人口の指標

福島町人口ビジョン・総合戦略に基づく、令和22年（2040年）の推計人口は1,741人に設定します。

(2) 前期実施計画・展望計画・・・「別冊2のとおり」

(3) 政策等調書・総合計画事業進行管理表・・・「別冊3のとおり」

### 3 パブリックコメントについて

町の政策形成過程における町民の町政参画の機会を提供するとともに、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民との協働によるまちづくりを推進することを目的とした、パブリックコメントを令和5年12月20日(水)から令和6年1月19日(金)の間に実施しました。

パブリックコメントは、基本構想(案)、基本計画(案)、実施計画・展望計画(案)を役場、吉岡支所の窓口での閲覧並びに町ホームページに掲載し行いました。

期間中のパブリックコメントは、1名の方からありました。意見の内容及び町の考え方は次のとおりです。

なお、パブリックコメントの意見を受けての計画案の修正は行いません。

区分	パブリックコメントの内容	町の考え方
町民憲章の取り扱いについて	<p>第6次福島町総合計画の策定に際し、その「根幹」となるのが、「まちづくり基本条例」の中に謳う「福島町町民憲章」(昭和50年11月3日制定：5ヶ条)に基づくものとされておりますが、これは福島町民の基本心得を示したものと思います。</p> <p>近年、「広報ふくしま」の新年号に記載されておりますが、さらに現在役場庁舎前(左側)に設置されている「碑」を、町民は固(もとより)来町者に対し、もっと見やすい場所(例えば右側)に移設し、文字は白色にすべきと思います。</p> <p>尚、学校内(図書室等)にも掲示されればと思います。</p>	<p>ご提案いただいた庁舎前の碑の移設につきましては、移設は行わず、文字を白色にし、碑の前に生い茂った低木を伐採することで、より来庁者の目に留まるよう対応してまいります。</p> <p>さらに、町広報への掲載機会を増やし、役場庁舎、学校内及び福祉センター等にも町民憲章を掲示するなど町民の目に触れる機会を増やすことで、町民憲章に対する理解が深まるよう取り組んでまいります。</p>

#### 4 議会特別委員会、総合計画審議会等の審議状況

日 程	対 象	内 容
R 4. 9. 1	管理職会議	○第6次福島町総合計画の策定について ・計画の概要、スケジュール
R 5. 4.19	—	・令和5年度策定員会及び作業部会委員の選出・決定
R 5. 4.28	策定委員会	○福島町総合計画策定委員会 ・第6次福島町総合計画基本構想素案について ・各種計画における総合計画との整合性について
R 5. 5.25	審 議 会	○総合計画審議会（第6次福島町総合計画（案）の諮問について） ・第6次福島町総合計画基本構想（案）について ・今後のスケジュールについて
R 5. 6. 6	議 会	○第6次福島町総合計画策定調査特別委員会 ・第6次福島町総合計画基本構想（案） ・実施計画掲載事業の基準見直しについて ・福島町総合計画の策定と運用に関する条例の一部改正について
R 5. 7. 3	策定委員会	○福島町総合計画策定委員会 ・第6次福島町総合計画 基本計画素案について ・第6次福島町総合計画実施計画の入力作業について
R 5. 7. 3	作 業 部 会	○令和5年度第1回作業部会 ・第6次福島町総合計画基本構想案について ・第6次福島町総合計画基本計画素案について ・第6次福島町総合計画実施計画の入力作業について
R 5. 8.29	審 議 会	○総合計画審議会（第6次福島町総合計画（案）の諮問について） ・第6次福島町総合計画基本構想（案）の見直しについて ・第6次福島町総合計画基本計画（案）について ・町長公約の反映状況について ・実施計画掲載事業の基準見直しについて ・福島町総合計画の策定と運用に関する条例の一部改正について ・今後のスケジュールについて
R 5.10. 4	議 会	○第6次福島町総合計画策定調査特別委員会 ・第5次福島町総合計画基本計画施策評価（令和4年度実績）について ・第6次福島町総合計画基本計画（案） ・実施計画掲載事業の基準見直しについて



日 程	対 象	内 容
		・福島町総合計画の策定と運用に関する条例の一部改正について
R 5.10.13	議 会	○令和5年度定例会10月会議 ・福島町総合計画の策定と運用に関する条例の一部を改正する条例（可決）
R 5.11. 6	議 会	○第6次福島町総合計画策定調査特別委員会 ・目標とする指標の数値及び設定の考え方の見直しについて ・第5次福島町総合計画実施計画（後期実施計画）の実績について ・第6次福島町総合計画実施計画（前期実施計画）（案）について ・第6次福島町総合計画前期実施計画の財政見直しについて
R 5.11.27	議 会	○第6次福島町総合計画策定調査特別委員会 ・第6次福島町総合計画基本構想、基本計画、実施計画（前期実施計画）（案）について
R 5.11.30	審 議 会	○総合計画審議会（第6次福島町総合計画（案）の諮問について） ・第6次福島町総合計画基本構想、基本計画、実施計画（前期実施計画）（案）について ・今後のスケジュールについて
R 5.12.18	策定委員会	基本計画（案）、実施計画（案）の決定
R 5.12.20 ～ R 6. 1.19	町 民 参 画	パブリックコメント（意見：1件）
R 6. 1.24	作 業 部 会	・パブリックコメントの結果について ・第6次福島町総合計画基本構想、基本計画、実施計画（前期実施計画）の最終確認について
R 6. 1.26	策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・第6次福島町総合計画基本構想、基本計画、実施計画（前期実施計画）の最終確認について
R 6. 2. 6	審 議 会	第6次福島町総合計画最終案の審議・答申
R 6. 2.14	議 会	定例会2月会議に上程

## 5 総合計画審議会からの計画（案）に対する答申

第6次福島町総合計画に係る総合計画審議会を令和6年2月6日に開催しております。第6次福島町総合計画基本構想（案）、基本計画（案）及び前期実施計画・展望計画（案）については、令和6年2月6日付で、中塚会長より鳴海町長に答申をいただきましたので、その内容を次のとおり報告いたします。

## 答 申 書

令和6年2月6日

福島町長 鳴 海 清 春 様

福島町総合計画審議会  
会長 中 塚 徹 朗

令和5年5月25日付で諮問のありました、第6次福島町総合計画基本構想(案)、基本計画(案)及び実施計画・展望計画(案)について、慎重に審議した結果、下記のとおり審議会の意見を付して答申します。

なお、貴職におかれましては、本計画を速やかに決定のうえ、総合的かつ計画的な町政運営を着実に遂行され、目標が達成できるよう最善の努力をされることを期待します。

### 記

#### 1. 基本構想

まちづくりのテーマと5つの基本方針で構成される全体の体系及び計画終了年次の目標人口並びに財政調整基金の維持方針については、妥当と考える。

#### 2. 基本計画

基本構想に基づいた区分毎の施策及び具体的な数値目標や、SDGsとの関連性は、町民に分かりやすく、妥当と考える。

#### 3. 実施計画・展望計画

基本計画の施策に対応した計画であり、各事業の財源対策も整理されており、妥当と考える。



## 議案第 5 5 号関係

### 種苗生産等施設建築主体工事請負契約の議決更正について

#### 1 議決更正する理由

種苗生産等施設建築主体工事の契約変更の内容については、基礎工事における掘削時に想定を超過する埋設物が発生したことや残土運搬などにおける費用を追加し、工事費に変更が生じることとなりました。

そのため、令和5年3月27日議決（議案第90号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

#### 2 変更内容

区 分	変更前	変更後
工 事 名	種苗生産等施設建築主体工事	左に同じ
工事箇所	福島町字日向496番地の内、497番地の内	左に同じ
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R C造平屋建 （延床面積 1,062.93 m<sup>2</sup>）</li> <li>・ 軒高さ 6.00m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R C造平屋建 （延床面積 1,062.93 m<sup>2</sup>）</li> <li>・ 軒高さ 6.00m</li> </ul> <p>変更内容</p> <p><u>地中埋設分の処理費追加 増額</u></p> <p><u>土工事運搬距離修正 増額</u></p> <p><u>照明器具スイッチ設置板追加 増額</u></p> <p><u>外構仕様変更 減額</u></p> <p><u>道路歩道切下げ追加 増額</u></p> <p><u>室名札設置追加 増額</u></p>
工 期	令和5年3月27日から 令和6年3月15日まで	左に同じ
契約金額	<u>460,350,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>41,850,000</u> 円)	<u>464,651,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>42,241,000</u> 円) ※4,301,000円の増
契約の相手方	函館市吉川町4番30号 松本・北村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 松本組 代表取締役社長 大越 雄司	左に同じ

## 議案第56号関係

### 種苗生産等施設電気設備工事請負契約の議決更正について

#### 1 議決更正する理由

種苗生産等施設電気設備工事の契約変更の内容については、コンブ水槽用照明のタイマー制御を追加し、工事費に変更が生じることとなりました。

そのため、令和5年3月27日議決（議案第91号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

#### 2 変更内容

区 分	変更前	変更後
工 事 名	種苗生産等施設電気設備工事	左に同じ
工事箇所	福島町字日向496番地の内、497番地の内	左に同じ
工事概要	・種苗生産等施設受変電設備、幹線設備、電灯設備、コンセント設備、動力設備、非常照明設備、構内交換設備、テレビ共同受信設備、自動火災報知設備	・種苗生産等施設受変電設備、幹線設備、電灯設備、コンセント設備、動力設備、非常照明設備、構内交換設備、テレビ共同受信設備、自動火災報知設備  変更内容 <u>コンブ水槽用照明タイマー制御追加 増額</u>
工 期	令和5年3月27日から 令和6年3月15日まで	左に同じ
契約金額	<u>89,760,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>8,160,000</u> 円)	<u>90,354,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>8,214,000</u> 円) ※594,000 円の増
契約の相手方	檜山郡厚沢部町字富栄611番地4 桧山・福島特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 桧山電気工業 代表取締役 国仙 勝彦	左に同じ

## 議案第 57 号関係

### 種苗生産等施設機械設備工事請負契約の議決更正について

#### 1 議決更正する理由

種苗生産等施設機械設備工事の契約変更の内容については、コンブ水槽骨組補強及びポンプストレーナー効果向上に伴う素材変更などを追加し、工事費に変更が生じることとなりました。

そのため、令和5年3月27日議決（議案第92号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

#### 2 変更内容

区 分	変更前	変更後
工 事 名	種苗生産等施設機械設備工事	左に同じ
工事箇所	福島町字日向496番地の内、497番地の内	左に同じ
工事概要	・種苗生産等施設給水設備、排水設備、給湯設備、冷暖房設備、換気設備、衛生設備、し尿浄化設備、海水取水設備、プラント設備、計装設備	・種苗生産等施設給水設備、排水設備、給湯設備、冷暖房設備、換気設備、衛生設備、し尿浄化設備、海水取水設備、プラント設備、計装設備  変更内容 <u>護岸タラップ部付属金物追加 増額</u> <u>コンブ用FRP水槽の補強 増額</u> <u>ストレーナー仕様変更 増額</u> <u>排水系追加 増額</u>
工 期	令和5年3月27日から 令和6年3月15日まで	左に同じ
契約金額	<u>271,590,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>24,690,000</u> 円)	<u>282,271,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>25,661,000</u> 円) ※10,681,000 円の増
契約の相手方	松前郡福島町字三岳73番地の1 中塚・昭栄特定建設工事共同企業体 代表者 中塚建設 株式会社 代表取締役 中塚 徹朗	左に同じ

## 議案第58号関係

### 吉岡温泉建設工事の内建築主体工事請負契約の議決更正について

#### 1 議決更正する理由

吉岡温泉建設工事の内建築主体工事の契約変更の内容については、屋根の仕様変更、安全手摺類の設置、厨房機器類の変更などにより工事費に変更が生じることとなりました。

そのため、令和5年5月18日議決（議案第6号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

#### 2 変更内容

区 分	変更前	変更後								
工 事 名	吉岡温泉建設工事の内 建築主体工事	左に同じ								
工 事 箇 所	福島町字吉岡 219 番地 23 外	左に同じ								
工 事 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉施設 1 棟 木造平屋建 延床面積 932.45 m<sup>2</sup></li> <li>・源泉施設 1 棟 木造平屋建 延床面積 4.1 m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉施設 1 棟 木造平屋建 延床面積 932.45 m<sup>2</sup></li> <li>・源泉施設 1 棟 木造平屋建 延床面積 4.1 m<sup>2</sup></li> </ul> <p><b>変更内容</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">屋根仕上げの仕様変更</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">減額</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">安全手摺類外の追加</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">増額</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">厨房機器の変更</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">増額</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">キュービクル基礎追加外</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">増額</td> </tr> </table>	屋根仕上げの仕様変更	減額	安全手摺類外の追加	増額	厨房機器の変更	増額	キュービクル基礎追加外	増額
屋根仕上げの仕様変更	減額									
安全手摺類外の追加	増額									
厨房機器の変更	増額									
キュービクル基礎追加外	増額									
工 期	令和5年5月18日から 令和6年3月29日まで	左に同じ								
契 約 金 額	<b>571,450,000</b> 円 (内消費税等相当額 <b>51,950,000</b> 円)	<b>580,393,000</b> 円 (内消費税等相当額 <b>52,763,000</b> 円) ※8,943,000 円の増								
契約の相手方	松前郡福島町字三岳154番地21 金澤建設・森川組・インテリア小笠原特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社金澤建設 代表取締役 金澤淳悦	左に同じ								

## 議案第59号関係

### 吉岡温泉建設工事の内電気設備工事請負契約の議決更正について

#### 1 議決更正する理由

吉岡温泉建設工事の内電気設備工事の契約変更の内容については、屋内外の照明器具の増設やキュービクルの重耐塩対策又、サイネージ設備の拡充などにより工事費に変更が生じることとなりました。

そのため、令和6年5月18日議決（議案第7号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

#### 2 変更内容

区 分	変更前	変更後
工 事 名	吉岡温泉建設工事の内 電気設備工事	左に同じ
工 事 箇 所	福島町字吉岡 219 番地 23 外	左に同じ
工 事 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉施設 電灯設備、動力設備、 受変電設備、構内情報通信網 設備、構内交換設備、 情報表示設備、拡声設備、 誘導支援設備、 テレビ共同受信設備、 防犯・入退出管理設備、外</li> <li>・源泉施設 電灯設備、動力設備、 拡声設備、火災報知設備</li> </ul>	左に同じ  <b>変更内容</b> <u>屋内照明器具増設</u> 増額 <u>キュービクル重耐塩対策</u> 増額 <u>サイネージ設備拡充</u> 増額 <u>駐車場外灯増設外</u> 増額
工 期	令和5年5月18日から 令和6年3月29日まで	左に同じ
契 約 金 額	<u>109,472,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>9,952,000</u> 円)	<u>115,511,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>10,501,000</u> 円) ※6,039,000 円の増
契約の相手方	檜山郡厚沢部町字富栄611番地4 桧山・花田特定建設工事共同企 業体 代表者 株式会社桧山電気工業 代表取締役 国仙勝彦	左に同じ



議案第60号関係

吉岡温泉建設工事の内機械設備工事請負契約の議決更正について

1 議決更正する理由

吉岡温泉建設工事の内機械設備工事の契約変更の内容については、仕様の変更及び資材価格の高騰により工事費に変更が生じることとなりました。

そのため、令和5年5月18日議決（議案第8号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

2 変更内容

区 分	変更前	変更後
工 事 名	吉岡温泉建設工事の内 機械設備工事	左に同じ
工 事 箇 所	福島町字吉岡 219 番地 23 外	左に同じ
工 事 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備、暖房設備、換気設備、給油設備、自動制御設備、給水設備、排水設備、給湯設備、衛生器具設備、消火設備、浄化設備、浴槽ろ過設備、温泉設備</li> </ul>	左に同じ  <b>変更内容</b> <u>換気設備、給油設備、衛生器具設備、消火設備、浴槽ろ過設備外 資材高騰による増額</u> <b>自動制御設備</b> <u>機器類仕様変更及び資材高騰による増額</u> <b>排水設備</b> <u>排水経路変更外による減額</u>
工 期	令和5年5月18日から 令和6年3月29日まで	左に同じ
契 約 金 額	<u>324,940,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>29,540,000</u> 円)	<u>392,964,000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>35,724,000</u> 円) ※68,024,000 円の増
契約の相手方	松前郡福島町字三岳154番地21 金澤・ニシカワ特定建設工事共 同企業体 代表者 株式会社金澤建設 代表取締役 金澤淳悦	左に同じ

■議案第61号関係 令和5年度一般会計補正予算(第9号) 歳入説明資料

1.3款: 国庫支出金 1項: 国庫負担金

(単位: 千円)

議案ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	民生費国庫負担金	132,166	632	132,798	3	児童福祉費負担金	子どものための教育・保育給付国庫負担金 632
33	◆私立幼稚園に対する公定価格等の変更に伴う施設型給付負担金の増額による国庫負担金の増						
	計	146,216	632	146,848			

1.3款: 国庫支出金 2項: 国庫補助金

(単位: 千円)

議案ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	総務費国庫補助金	130,701	21,013	151,714	4	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 21,013
33	◆低所得世帯支援給付金(住民税均等割世帯分及び子育て世帯加算分)給付事業実施に係る補助金の追加						
	計	215,015	21,013	236,028			

1.4款: 道支出金 1項: 道負担金

(単位: 千円)

議案ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	民生費負担金	110,417	501	110,918	6	児童福祉費負担金	子どものための教育・保育給付負担金 501
33	◆私立幼稚園に対する公定価格等の変更に伴う施設型給付負担金の増額による道負担金の増						
	計	114,237	501	114,738			

■議案第61号関係 令和5年度一般会計補正予算(第9号) 歳入説明資料

1.7款：繰入金 2項：基金繰入金

(単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1 財政調整基金繰入金	269,843	57,207	327,050	1 財政調整基金繰入金	57,207	財政調整基金繰入金
34							
	計	402,137	57,207	459,344			

◆今回の補正に係る財源調整による増額。これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は327,050千円となります。

■議案第61号関係 令和5年度一般会計補正予算(第9号) 事務事業別説明資料

課 名 議会事務局

1 款：議会費		1 項：議会費		1 目：議会費		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
新議案ページ	継	事業・事業予算名	算額	補正額	補正後の額		
			50,333	50	50,383	50 一般財源	【事業目的】 二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価(監視)における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図る。 【主な増減】 交際費 50 (交際費) 【事業内容等】 北海道議長会からの能登半島地震見舞金等の協力依頼に伴い不足が生じるため。
37	継	議会運営費					

(単位：千円)

課 名 総務課

2 款：総務費		1 項：総務管理費		1 目：一般管理費		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
新議案ページ	継	事業・事業予算名	算額	補正額	補正後の額		
			28,259	1,100	29,359	1,100 一般財源	【事業目的】 行政組織及び全般的な事務管理を行い安定的な行政運営を図る。 【主な増減】 交際費100 (交際費)、寄附金1,000 (能登半島地震被災者見舞金) 【事業内容等】 交際費の実績勘案及び今後の支出見込みによる増加、能登半島地震による被災者への見舞金送呈(2/1開催渡島町会定期総会で決定)。 【事業目的】 庁舎を適切に維持管理する。 【主な増減】 需用費820 (修繕費) 【事業内容等】 役場内公用車庫 (大型車輛用) 電動シャッター不調による開閉器等の取替を実施するため。
37	継	一般管理費					
37	継	庁舎管理費	32,801	820	33,621	820 一般財源	

(単位：千円)

課 名 教育委員会事務局 (生涯学習)

3 款：民生費		1 項：社会福祉費		6 目：福祉センター運営費		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
新議案ページ	継	事業・事業予算名	算額	補正額	補正後の額		
			4,000	7,600	11,600	7,600 一般財源	【事業目的】 集会所の提供及び社会福祉並びに社会教育活動場所の提供。 【主な増減】 工事請負費7,600 (福祉センター電気設備改修工事費) 【事業内容等】 冷房設備設置に係る電気設備改修工事 設置室数：5室 (老人室、大研修室、和室、音楽室、図書室) 工事内容：コンセント増設、配線工事 (屋根裏)、分電盤改修、キュービクル改修 外
37	継	福祉センター冷房設備設置事業費					

(単位：千円)

■議案第61号関係 令和5年度一般会計補正予算(第9号) 事務事業別説明資料

課 名 町民課

3款：民生費 1項：社会福祉費 9目：低所得者世帯支援給付金給付事業費

(単位：千円)

議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正額		
			0	18,450	国庫支出金 18,450	【事業目的】 物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図ることを目的に、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給する。
38	新	低所得者世帯支援給付金(住民税均等割世帯分) 給付事業費				【主な増減】 需用費250(消耗品費200、印刷製本費50)、役務費200(通信運搬費100、各種手数料100)、負担金・補助及び交付金18,000(低所得者世帯支援給付金)
			0	2,563	国庫支出金 2,563	【事業内容等】 令和5年12月1日を基準日として、福島町の住民基本台帳に記載されている住民税均等割のみ課税世帯に対し、一世帯あたり10万円の生活支援助成金を支給。
38	新	低所得者世帯支援給付金(子育て世帯加算分) 給付事業費				【事業目的】 物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図ることを目的に、令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯に対し、給付金を支給する。
						【主な増減】 需用費23(消耗品費)、役務費40(通信運搬費20、各種手数料20)、負担金・補助及び交付金2,500(低所得者世帯支援給付金)
						【事業内容等】 令和5年12月1日を基準日として、福島町の住民基本台帳に記載されている住民税が非課税及び均等割のみ課税の子育て世帯に対し、18歳以下の児童一人あたり5万円の生活支援助成金を支給。

3款：民生費 2項：児童福祉費 2目：児童措置費

(単位：千円)

議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正額		
			24,222	2,477	国庫支出金 632 道支出金 501 一般財源 1,344	【事業目的】 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与する。私立幼稚園の新制度移行に対する助成を行うことにより、幼児教育の推進を図り次代の社会を担う児童の健全な成長に資する。
38	継	児童措置費				【主な増減】 負担金・補助及び交付金2,477(施設型給付負担金)
						【事業内容等】 私立幼稚園に対する公定価格等の変更に伴う施設型給付負担金の増額。

■議案第61号関係 令和5年度一般会計補正予算(第9号) 事務事業別説明資料

課 名 教育委員会事務局 (学校教育)

10款：教育費		1項：教育総務費				1目：教育委員会費		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	補正前の額	補正額	補正後の額	一般財源	13,500		
	39	高校魅力化推進事業費	23,306	13,500	36,806	一般財源	13,500	【事業目的】 道立福岡商業高校の魅力化推進するための各種支援。 【主な増減】 委託料13,500 (青少年交流センター整備工事実施設計委託料) 【事業内容等】 青少年交流センター増築に係る建築実施設計委託料の増額。	

(単位：千円)

10款：教育費		1項：教育振興費				3目：教育振興費		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	補正前の額	補正額	補正後の額	一般財源	2,400		
	39	奨学資金貸付金	7,044	2,400	9,444	一般財源	2,400	【事業目的】 町奨学資金、小笠原奨学資金、花田俊勝奨学金及び町奨学金一時金の貸付の貸付をする。 【主な増減】 貸付金2,400 (奨学資金貸付金) 【事業内容等】 奨学資金貸付金(一時金)の予算執行状況から、今後の予算額に不足が見込まれることによる、貸付金の増額。 ・見込分…大学1名(1,000)、短大1名(700)、専門1名(700)	

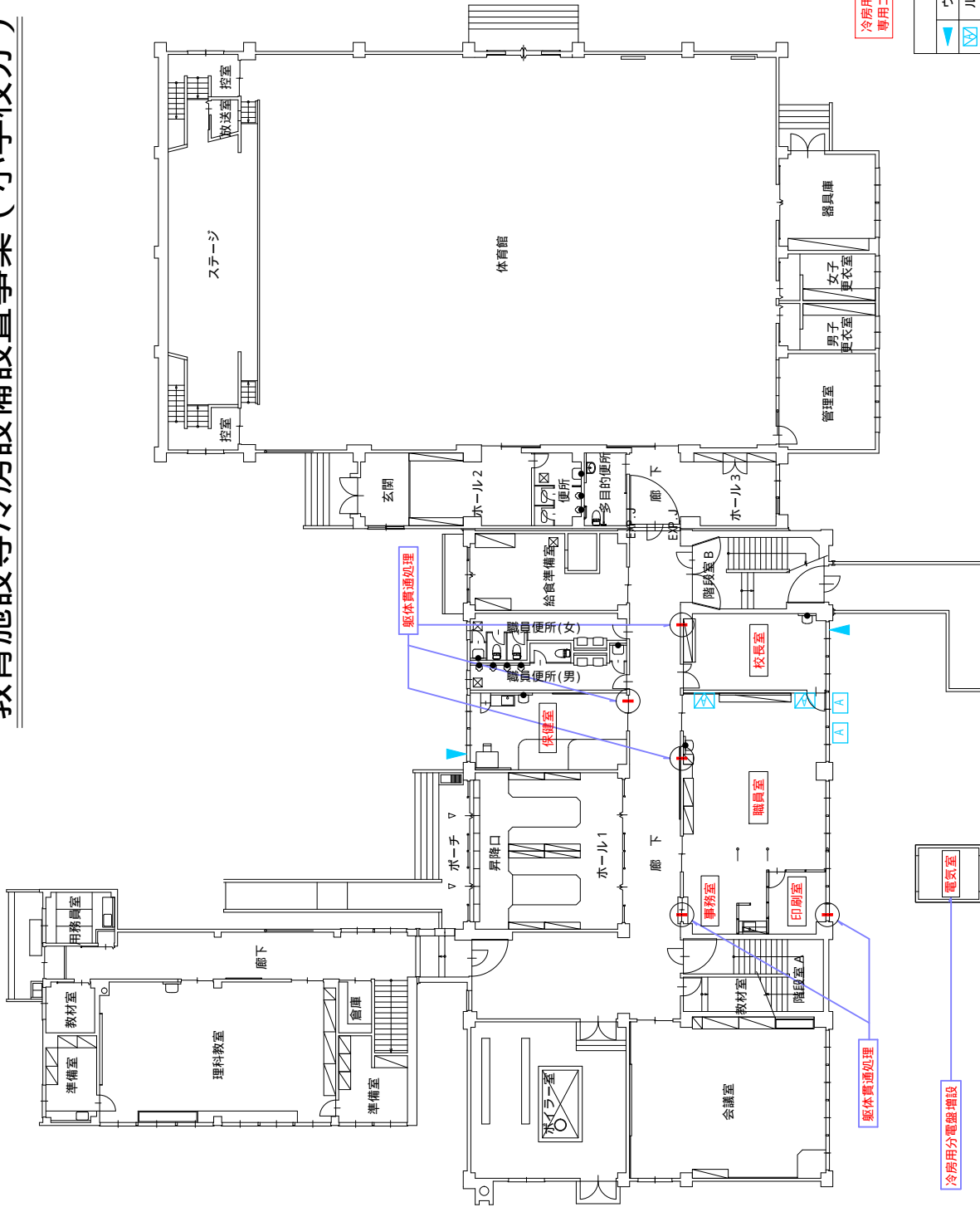
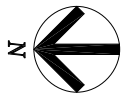
10款：教育費		2項：小学校費				1目：学校管理費		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	補正前の額	補正額	補正後の額	一般財源	21,813		
	40	小学校冷房設備設置事業費 ※図面P23	6,480	21,813	28,293	一般財源	21,813	【事業目的】 学校教育法に基づく教育振興及び校舎等の維持管理を適切に執行する。 【主な増減】 工事請負費21,813 (小学校電気設備改修工事費) 【事業内容等】 小学校への冷房設備設置に係る電気設備改修工事費の増額。 設置室数：福島小学校(14室)、吉岡小学校(8室) 工事内容：コンセント増設、配線工事(屋根裏)、分電盤改修、キュービクル改修 外	

(単位：千円)

10款：教育費		3項：中学校費				1目：学校管理費		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
新 議案 ページ	継	事業・事業予算名	補正前の額	補正額	補正後の額	一般財源	8,580		
	40	中学校冷房設備設置事業費	3,558	8,580	12,138	一般財源	8,580	【事業目的】 学校教育法に基づく教育振興及び校舎等の維持管理を適切に執行する。 【主な増減】 工事請負費8,580 (中学校電気設備改修工事費) 【事業内容等】 中学校への冷房設備設置に係る電気設備改修工事費の増額。 設置室数：福島中学校(8室) 工事内容：コンセント増設、配線工事(屋根裏)、分電盤改修、キュービクル改修 外	

(単位：千円)

# 教育施設等冷房設備設置事業（小学校分）



冷房用分電器から各エアコンまでケーブル布設及び専用コンセント設置

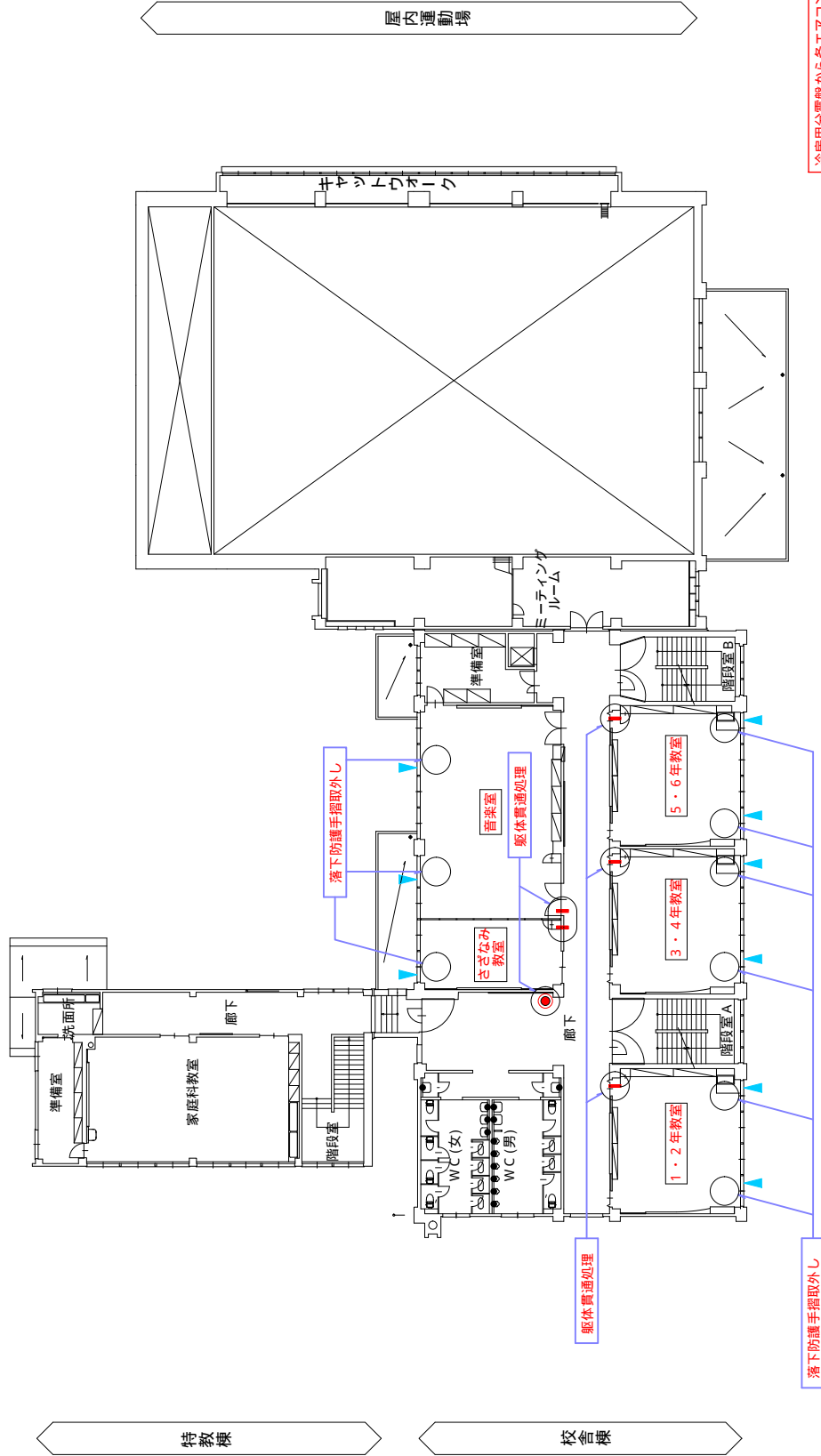
凡 例	
▲	ワインドエアコン（1.4kw）設置箇所
■	ルームエアコン（4.0kw）設置箇所
■	躯体貫通処理（天井裏：R C 50～100）

エアコンは別途備品購入費

吉岡小学校 1階平面図 S = Free



# 教育施設等冷房設備設置事業（小学校分）



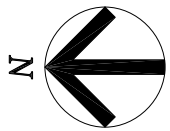
冷房用分電盤から各エアコンまでケーブル布設及び専用コンセント設置

凡 例	
▲	ウィンドエアコン(1.4kw) 設置箇所
○	落下防護手摺取外し
●	床躯体貫通処理 (R C 50)
■	壁躯体貫通処理 (天井裏: R C 50~100)

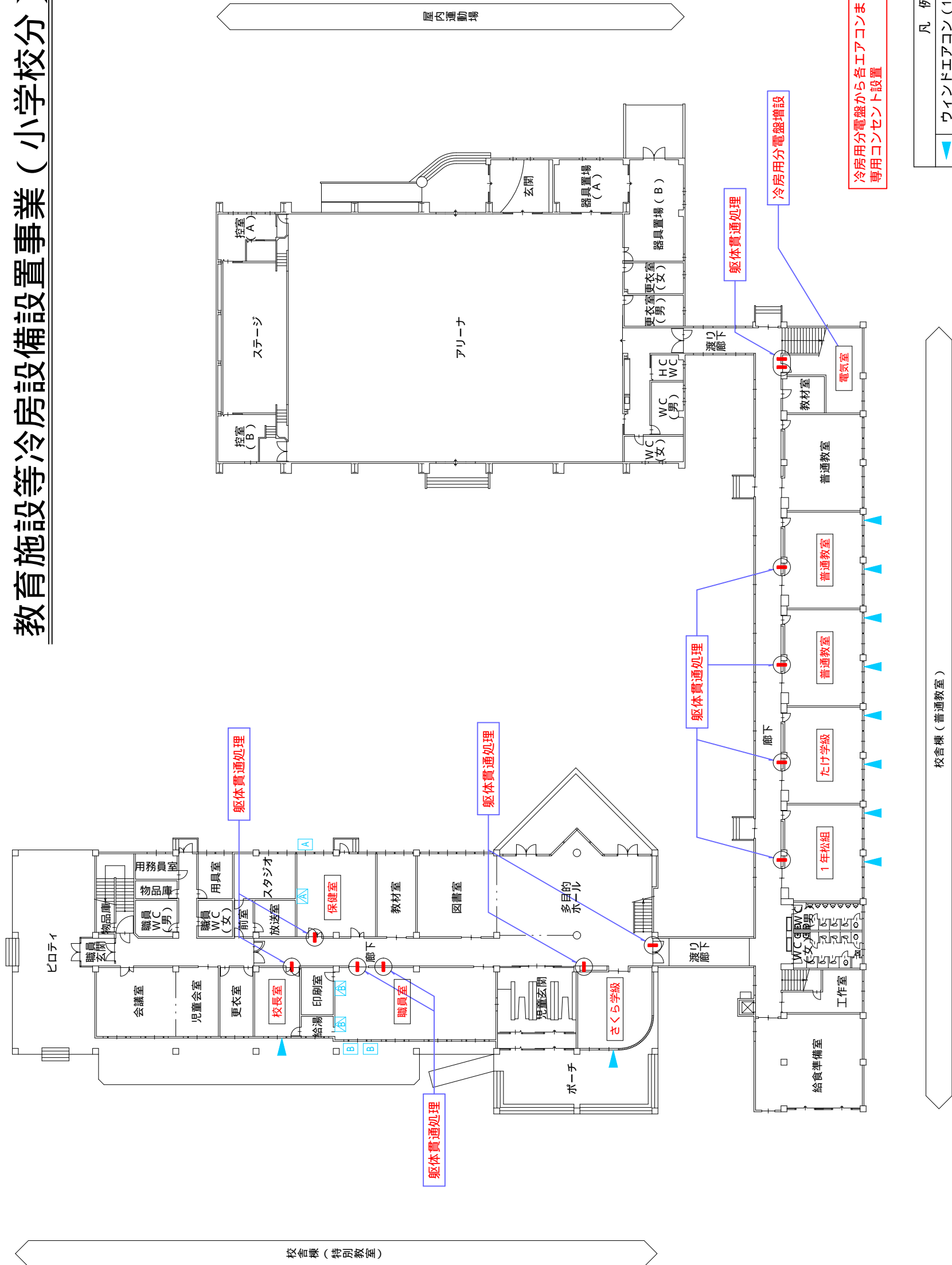
エアコンは別途備品購入費

吉岡小学校 2 階平面図 S = Free





# 教育施設等冷房設備設置事業（小学校分）

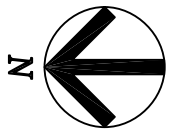


凡例	
▲	ウィンドエアコン（1.4kw）設置箇所
▢	ルームエアコンA（4.0kw）設置箇所
▢	ルームエアコンB（6.3kw）設置箇所
■	壁躯体貫通処理（天井裏：RC 50～100）

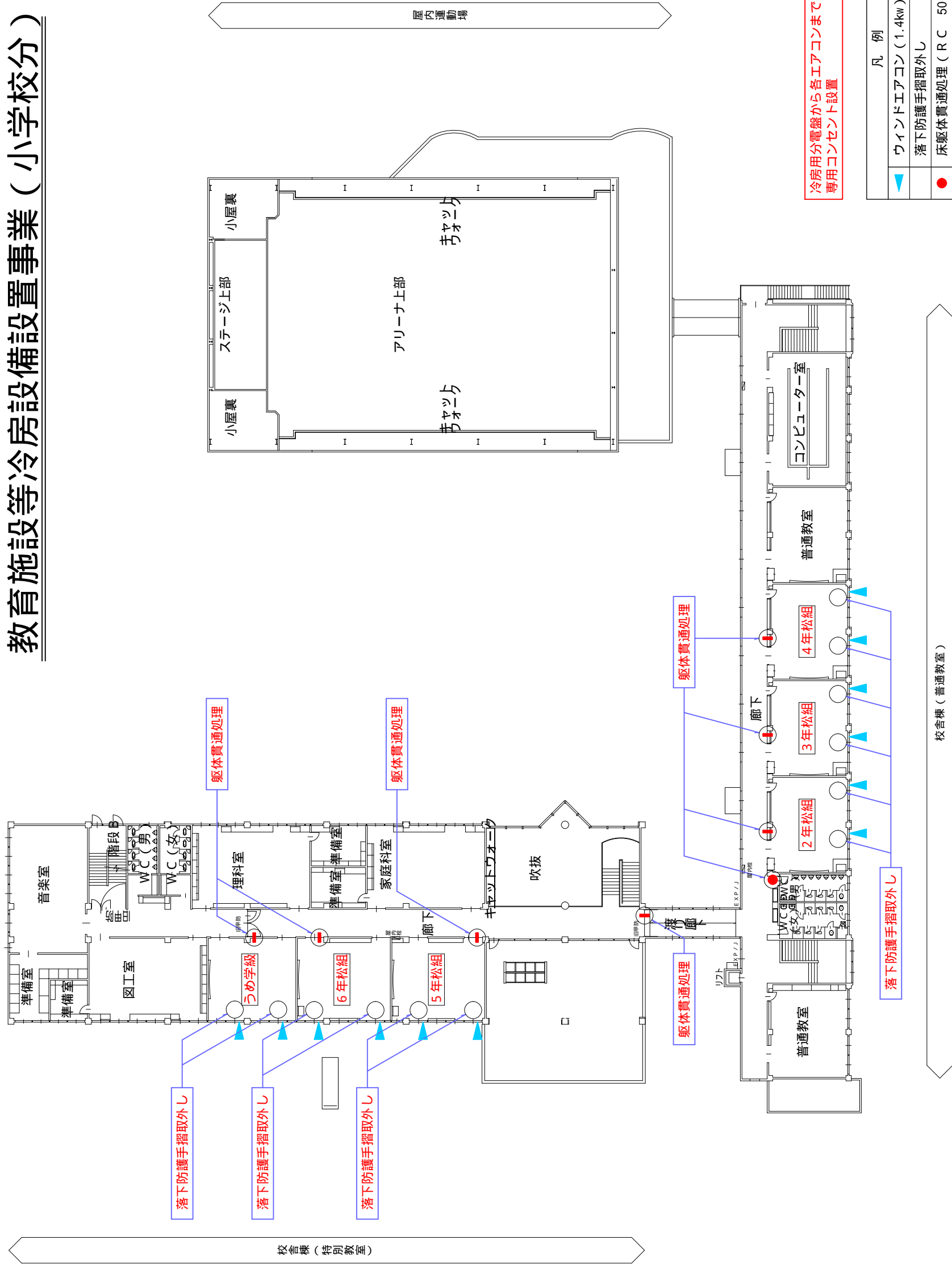
エアコンは別途備品購入費

校舎棟（普通教室）

福島小学校 1階平面図 S = Free



# 教育施設等冷房設備設置事業（小学校分）



冷房用分電盤から各エアコンまでケーブル布設及び専用コンセント設置

凡 例	
▲	ウインドエアコン（1.4kw）設置個所
□	落下防護手摺取外し
●	床躯体貫通処理（R C 50）
■	壁躯体貫通処理（天井裏：R C 50～100）

エアコンは別途備品購入費

校舎棟（普通教室）

福島小学校 2階平面図 S = Free